

主 題	管内の漁業協同組合に対する説明会を開催		
実施日	平成25年7月16、17、19日	開催場所	対馬監督署、対馬市上県地域活性化センター及び壱岐地方合同庁舎
参加人員	管内10漁協（11名）、対馬労働基準監督署（2名）	主 催	対馬労働基準監督署

説明会開催の目的（趣旨）

管内の漁協では、労働条件の枠組みが確立されていないために起こる労使間の紛争、長時間労働・過重労働による健康障害（精神障害に係る労災請求事案も含め）や安全衛生管理体制の不備を原因とする労働災害の発生といった事案が散見される中、昨年は管内の主要産業の一つである水産業において労働災害発生件数が激増（一昨年の倍）し、今年は県内の水産業で死亡災害が続発していることなどから、労働基準法や労働安全衛生法の基本的事項についてあらためて説明し、今後のより一層適正な労務管理や労働災害の撲滅及び組合員（水産業事業者）に対する指導等に役立てていただくため。

説明会の概要

上記のとおり、平成25年7月中旬の3日間、3カ所（対馬市内2カ所、壱岐市内1カ所）で説明会を開催したところ、管内10漁協（計11名）から出席がありました。



（7月16日下対馬地区）



（7月19日壱岐地区）

説明内容ですが、労働条件に関しては、労働基準法を中心に、労働条件の明示、賃金支払い（最低賃金も含む）、労働時間（変形労働時間制も含む）・休憩時間や休日、労働時間の適正把握、時間外労働（36協定届）や割増賃金、就業規則、解雇、労働者名簿等の作成等、基本的な労働条件の枠組みとなる規定について説明し、加えて、組合員（水産業従事者）に関係する労働関係法令の適用、労災保険の加入や各種補償給付請求等について説明しました。

また、労働安全衛生法に関しては、安全衛生管理体制の整備（衛生管理者、産業医、衛生委員会、衛生推進者や作業主任者等）、危険防止の措置（機械設備の安全措置、火災・爆発防止、墜落防止措置、フォークリフト等荷役運搬機械の資格や自主検査等）や健康の保持・増進（定期健康診断、特定業務健康診断等）について説明したほか、参考となる資料（資格を必要とする作業一覧、定期自主検査を必要とする機械等一覧や県内の特定自主検査業者一覧）も提供しました。

出席された漁協職員からは、個人情報保護との関係で健診結果に基づく指導をどの程度すればいいのか悩んでいる、離島での技能講習等の機会が殆どないため資格者の充足に困っている等々、労務管理や安全衛生管理体制に関する忌憚のない意見も述べられるなど、有意義な説明会となりました。

対馬労働基準監督署におきましては、今後とも、各種機会を通じて漁協における労働条件の確保・改善、労働災害の撲滅に向け一層努めてまいります。

各漁協、組合員におかれても、あらためて労務管理状況や安全衛生管理体制等について再点検いただき、労災保険への加入も含めた適正な労務管理や労働災害の撲滅への取組みをさらに推進されますようお願い申し上げます。